

令和四年四月四日

聖籠町農業委員会第二十五期

第一回総会議事録



## 聖籠町農業委員会第25期第1回総会議事録

聖籠町農業委員会第25期第1回総会は、令和4年4月4日、聖籠町役場において招集された。

### 1 出席委員

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 1 番 八幡 裕 (会長)   | 2 番 宮下 吉勝 (会長職務代理) |
| 3 番 神田 勝 (農地部長) | 4 番 新保 勇 (農政部長)    |
| 5 番 堀 常正        | 6 番 齋藤 直樹          |
| 7 番 齋藤 睦子       | 8 番 栗原 一成          |
| 9 番 本間 政春       | 10 番 新保 要一         |
| 11 番 新保 昭治      | 12 番 宮野 公之         |
| 13 番 岩淵 せん      |                    |

### 2 欠席委員 なし

### 3 出席した職員は、次のとおりである。

局長 長谷川 一也      主幹 吉田 晃一      主事 加藤 篤輝

### 4 総会の議事日程は、次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 農業委員会会長の互選について
- 日程第4 議席の決定について
- 日程第5 議案第2号 農業委員会会長職務代理の互選について
- 日程第6 議案第3号 部会委員の選任について
- 日程第7 議案第4号 新潟県農業会議普通会员の指名について

## 5 会議の概要

局長 聖籠町農業委員会第25期第1回総会を開会します。

(開会 午後2時30分)

総会の議長は、聖籠町農業委員会会議規則第5条で「会長は、会議の議長となり議事を整理する。」とあり、会長がまだ決まっていないので臨時議長を選出する必要があります。

臨時議長の選出には、地方自治法第107条の規定に「年長の委員が臨時に議長の職務を行う」とあるので、これを準用したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

局長 この規定より、本総会の出席委員で最年長の委員は10番委員であります。10番委員、臨時の議長をお願いします。

(10番委員 臨時議長席に着座)

臨時議長 今ほど局長の方から依頼がありました1番委員でございます。大変不慣れではありますが、皆様のご協力をいただいて会長選出までの間、臨時に議長をさせていただきますので何卒よろしくをお願いします。本来であれば立って議事進行をさせていただければと思いますが、私も年を重ねてきましたので着座にて議事進行をさせていただきます。

臨時議長 本日の出席委員は13名であり、聖籠町農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しました。  
これより議事に入ります。

臨時議長 日程第1、会議録署名委員の指名について、聖籠町農業委員会会議規則第14条の規定により作成します。議事録の署名委員の指名について、私にご一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

臨時議長 それでは、只今の仮議席番号であります。1番の5番委員、2番の6番委員を指名します。なお両名のいずれかが会長となった場合は、3番の7番委員をお願いします。  
なお、説明者には局長、書記には主幹を指名します。

臨時議長 日程第2、会期の決定について、令和4年4月4日、本日1日限りとし

たいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

臨時議長 異議なしと認め、本日1日限りと決定いたします。

臨時議長 日程第3、議案第1号 会長の互選について上程いたします。事務局より説明願います。

局長 それでは、議案書1頁をお願いします。只今、提案されました議案第1号会長の互選について、ご説明いたします。農業委員会等に関する法律第5条第2項で「会長は委員が互選した者をもって充てる」とありますので、本日の総会において互選をお願いするものであります。なお、互選の方法には、投票によるものと指名推選によるものがあります。指名推選は、出席者全員の同意が必要となります。以上となります。

臨時議長 今ほど説明がありました。聖籠町農業委員会会長の互選については、投票とありますが、これは立候補と考えていただいて、あとは指名推選の2通りがあるとのことですがどのようにするか、皆さんのご意見を伺いたいと思います。意見のある方はどうぞ。

(意見なし)

臨時議長 なければ一番先、立候補はありますか。

(立候補者なし)

臨時議長 では推選に移りたいと思います。推選する方はいますか。

3番委員 はい。

臨時議長 それでは3番委員どうぞ。

3番委員 私としては今までの豊富な事務経験、また現場を知っている1番委員が良いのではないかと推選します。

臨時議長 ほかに推選はありますか。

(推選者なし)

臨時議長        なければ今推選を受けた1番委員、抱負等を述べていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

1番委員        今ほど推選を受けました1番委員ですけども、私ども農業員会が頑張っ  
て農業の活性化、圃場整備の推進等に邁進していきたいと思ひます。また、  
毎月の総会でありますけども、法令を順守して公明正大な議事を進めてい  
きたいと考えております。その他にも遊休農地対策の推進等が国からも求  
められているようなので、これらについては町と一体になって取り組んで  
いきたいと考えております。簡単ではありますが以上となります。

臨時議長        ありがとうございます。再度お伺ひします。ほかに指名する方、推選  
する方はいますか。

(推選者なし)

臨時議長        なければ今ほど1番委員から抱負が述べられた訳ですが、これに関して  
は出席者全員の同意が必要となりますので、同意を得られるでしょうか。

(一同 同意)

臨時議長        それでは全員異議なしという事で認めます。よって1番委員が第25期  
の聖籠町農業委員会会長に決定しました。大変おめでとうございます。ど  
うか健康に留意して職務を全うしていただきたいと思います。

臨時議長        以上で私の任は解かせていただきます。大変協力ありがとうございました。

(臨時議長退席)

局長            それでは会長が互選されましたので、聖籠町農業委員会会議規則第5条  
の規定によりまして、これより議長を1番委員に会長をお願いします。な  
お、これより打合せのために少し休憩を設けたいと思ひます。

(休憩)

局長            それでは休憩を解きまして新会長より、就任のあいさつと、以降の議事  
進行をお願いいたします。

会長            今ほどは農業委員会会長にご承認いただき、ありがとうございました。  
それではこれより議事の進行を行います。

議長 日程第4、議席の決定について、入場時にくじで決めた現在の席は仮議席で、本議席は1番から4番を四役（会長、会長職務代理、農地部長、農政部長）とし、四役決定後、仮議席番号を順次繰り下げて本議席番号としてもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長 異議なしと認め、その様に決定します。

議長 日程第5、議案第2号 会長職務代理の互選について、上程いたします。事務局説明願います。

局長 議案書第2頁をお願いします。只今提案されました議案第2号 会長職務代理の互選について、説明いたします。農業委員会等に関する法律第5条第5項及び聖籠町農業委員会会議規則第5条第2項に会長代理について規定されております。「会長に事故あるときは委員が互選した者が職務を代理する」ことになっていることから、事前に会長職務代理の互選をお願いするものであります。以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありました。どのようにしたらいいか、皆さんにお諮りします。名前を言ってから提案を発言してください。

（発言なし）

議長 それでは先ほどと同じように、立候補される方おられますか。

（立候補なし）

議長 それでは推選される方おられますか。

4番委員 はい。

議長 4番委員どうぞ。

4番委員 会長職務代理には2番委員を推選します。2番委員におかれましては、経験豊富で役職もこなされておりましたので、会長の代理には適任かと思えます。会長職務代理には是非2番委員をお願いします。

議長 ありがとうございます。ほかにありませんか。

議長 ないようであれば、私と同じように抱負をお願いできればと思います。

2番委員 只今職務代理の推選をいただきました2番委員です。私も長い間、農業委員に携わってまいりました。まずは職務代理として会長をサポートすること、それから地域の課題である基盤整備事業の推進、また人・農地プランへの取り組み、新規就農者対策など様々な問題がありますが、今後皆さんのご協力を得ながら、取り組んでいきたいと思ひます。最後に委員の顔ぶれも変わりましたが、みなさんと交流をもちながら頑張りたいと思ひます。

議長 ありがとうございます。それでは私の時と同様に全員の同意が必要という事ですが、皆さん同意という事でよろしいでしょうか。

(一同 同意)

議長 それでは全員同意という事でしたので、会長職務代理は2番委員にお願いします。

議長 それでは日程第6、議案第3号 部会委員の選任について上程いたします。事務局説明願ひます。

局長 はい、それでは議案書3頁をお願いします。只今、提案されました議案第3号部会委員の選任について、ご説明いたします。聖籠町農業委員会の部会については、農業委員会等に関する法律第16条に記載されている部会とは異なり、農業委員会等の所掌事務の処理を円滑に執行するために、任意の部会として「農地部会」と「農政部会」の2つの部会を設けております。

平成28年から法律が改正されまして、会長、会長職務代理、農地部長、農政部長の四役を除く全ての委員が、農地委員、農政委員を兼ねていました。引き続き13名の新体制についても、四役を除く委員の皆さん全員に農地委員、農政委員を兼ねていただければと考えているところでございます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。それでは委員が10名から13名に増えていますが、両方の委員を兼ねるといふ事でいかがでしょうか。私はそれで良いと思ひますけども。

(異議なしの声あり)

議長            それでは異議なしの声がありましたので、そのようにお願いしたいと思います。次に部長を選任したいと思います。部長の選任については特に規程がないようですので、会長の私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(一同 同意)

議長            それでは農政部長に4番委員、農地部長に3番委員ということでお願いしたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

(一同 同意)

議長            それでは、農政部長は4番委員、農地部長は3番委員にお願いします。

議長            日程第7、議案第4号 新潟県農業会議普通会員の指名について、上程いたします。事務局説明願います。

局長            議案書4頁をお願いします。只今、提案されました議案第4号につきまして、ご説明いたします。一般財団法人新潟県農業会議の普通会員については、新潟県農業会議定款第6条第4項第1号で「県内の市町村に置かれる農業委員会会長又は当該農業委員会が指名した委員」と規定されていることから、当委員会としましては、会長を新潟県農業委員会普通会員とすることを提案するものでございます。以上でございます。

議長            ありがとうございました。只今事務局から説明がありましたが、この件につきまして質疑、意見等ある方はいますか。

(発言なし)

議長            それでは質疑なしという事で、議案第4号については原案のとおりとしますので、よろしくをお願いします。


議長            以上をもちまして、本日の日程は終了しましたので、総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午後3時30分)




会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、捺印をする。

聖籠町農業委員会

議長 八幡 裕 

仮議席番号1番

署名委員 堀 常正 

仮議席番号2番

署名委員 齋藤直樹 